

令和 8 年 6 月 日

(名称) 佐渡市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

佐渡市では、佐渡市地域公共交通網形成計画を平成27年6月に策定し、各種交通施策に取り組んできた。その後9年が経過し、人口減少や少子高齢化などの社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による公共交通利用者の減少等により、公共交通を取り巻く環境は大きく変化するとともに、より一層厳しい状況となっている。

その中で、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域交通法）」が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され、地域の多様な輸送資源の総動員による移動手段の確保や自動運転、MaaSなどの新技術を活用することが求められている。また、令和5年10月にも地域交通法が改正され、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への再構築が求められている。

本計画は、このように、網形成計画策定時にはなかった新しいモビリティサービスの検討など計画を見直す必要が生じたことから、網形成計画をもとに、まちづくりとの連携・一体性を確保しながら交通ネットワークの構築やサービス向上を図り、多様な主体が支える持続可能な公共交通の実現を目指すもの。

（佐渡市地域公共交通計画P 1 参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・バス利用者数：191,979 人
令和7年度実績のうち、本線の利用者数を目標値とする
- ・運行便数：14,714 便
令和7年度実績のうち、本線の便数を目標値とする
- ・収支率：65.6%
令和7年度実績のうち、本線の収支率を目標値とする

※佐渡市地域公共交通計画では、本線、南線、小木線の数値となっていることから、本線のみで目標値を設定

（佐渡市地域公共交通計画P 60, 61 参照）

(2) 事業の効果

- ・運転士不足や財政負担の増加の問題に対応し、持続可能な公共交通を実現していくため、地域状況や移動ニーズに合わせた公共交通体系を目指す。
- ・市民の日常生活に必要な移動手段の確保や、来訪者にとって移動しやすい公共交通の実現を目指す。
- ・公共交通を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、行政や交通事業者だけでは公共交通を確保維持していくことが難しいため、幅広い事業者や市民とも連携しながら公共交通を支えていく環境を目指す。

（佐渡市地域公共交通計画P 59 参照）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【施策 1】地域特性・ニーズに応じた移動しやすく効率的な公共交通網の構築
(国、新潟県、佐渡市、交通事業者、関係機関)

- ・ 幹線の確保・維持
- ・ 利便性を高めるダイヤの設定
- ・ 輸送資源の総動員に向けた検討会の開催
- ・ 運転士の確保に向けた支援

【施策 2】公共交通の利用促進 (佐渡市、交通事業者、DMO)

- ・ 運転免許返納支援事業の継続
- ・ 高齢者の公共交通割引制度の継続
- ・ 学生ワイドフリー定期券の認知度向上

【施策 3】情報提供の充実化 (佐渡市、交通事業者、DMO)

- ・ GTFS データの活用による経路検索システムの継続

【施策 4】新技術の導入による利便性向上・運行効率化 (佐渡市、交通事業者、DMO)

- ・ キャッシュレス決済システムの導入
- ・ デジタルチケットの充実化

(佐渡市地域公共交通計画 P 66～75)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【表 1 の概要】

(単位：千円)

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R9 年度補助 (R8. 10～R9. 9 運行)	1	1	15,106

① 予定している時刻表・系統図

別紙 本線 (相川～両津) 路線図

② 運行予定者：新潟交通佐渡株式会社

③ 輸送量の根拠となる算出式

別添「様式 1－5 (R9 平均乗車密度算定表 R5-R7 実績)」

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添「表 2 補助額算定 (R9 新潟交通佐渡)」

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ OD 調査
- ・ 利用者アンケート (車内聞き取りアンケート等)

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別紙「生産性向上の取組」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和2年6月9日 令和2年度 第1回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議） ・ 令和3年6月17日 令和3年度 第2回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議） ・ 令和4年4月28日 令和4年度 第1回協議会「地域内フィーダー系統確保維持事業の計画変更」について合意（書面協議） ・ 令和4年6月28日 令和4年度 第3回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意（書面協議） ・ 令和5年2月15日 令和4年度 第6回協議会「地域内フィーダー系統確保維持事業の計画変更」について合意 ・ 令和5年5月29日 令和5年度 第1回協議会「地域内フィーダー系統確保維持計画」について合意 ・ 令和6年6月25日 令和6年度 第2回協議会「令和7年度地域間幹線系統に係る佐渡市地域公共交通計画別紙（案）の提出について」合意（書面協議） ・ 令和6年12月19日 令和6年度 第4回協議会「令和7年度地域間幹線系統に係る佐渡市地域公共交通計画別紙（案）の変更について」合意（書面協議） ・ 令和7年6月27日 令和7年度 第2回協議会「令和8年度地域間幹線系統に係る佐渡市地域公共交通計画別紙（案）の提出について」合意（書面協議） ・ 令和8年6月 日 令和8年度 第3回協議会「令和9年度地域間幹線系統に係る佐渡市地域公共交通計画別紙（案）の提出について」合意（書面協議）
19. 利用者等の意見の反映状況
令和8年度 第3回協議会（書面）開催の結果、特段意見なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県佐渡市千種 232 番地

(所 属) 佐渡市企画部交通政策課

(氏 名) 菊地 諒

(電 話) 0259-63-3184

(e-mail) k-koutsu@city.sado.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域間幹線系統申請の概要

R9補助年度(令和8年10月1日～令和9年9月30日)																																
申請 番号	事業者名	運行系統名	広域行政圏 中心市町村 名	起点	経由地	終点	系統が またがる 市町村名 (H13.3.31現在の 市町村単位)	系統キロ程			平 均 乗車密度 人 回	運 行 回 数	輸送量 人	計 画 実 走 行 キ ロ km	補助対象 経常費用の 見込額 円	対象系統の 経常収益の 見込額 円	差 額 円	国庫補助金 内定申請額 円	補助対象 系統の キロ当たり 運送収入 円	計画 運送 収入 円	計画 平均 賃率	計画 平均 乗車 密度	路線要件判定						R6年度 計 画 記 載 有 無	R5年度 計 画 記 載 有 無	備考 今後の変更予定 時期・内容等	
								km															イ 運 行 数	ロ 中 心	ハ 3 回	ニ 輪 送	ホ 赤 字	ヘ 統 統				ト 統
								往	復	平均																						
								A	B	C	B×C D	E	F	G	F-G H			I	E×I J	K		(再掲) J÷E÷K L										
1	新潟交通 佐渡線	本線(両津～ 相川)	(旧両津 市、旧佐和 田町)	両津港佐渡汽 船 (旧両津市)	佐和田BS (旧佐和田町)	相川 (旧相川町)	旧両津市、旧金井 町、旧佐和田町、 旧相川町	25.7	25.7	25.7	4.4	20.2	88.8	379,177.8	104,088,097	68,187,543	35,900,554	15,106,500	179.83	68,187,543	40.65	4.4	○	○	○	○	○	○	○	○		

※1記入欄が足りない場合は付け足して下さい。
※2水色の色つきセルには予め計算式が入力されていますのでご注意ください。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
佐渡市	新潟交通佐渡(株)	(1) 本線(両津～相川)	15,106	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			15,106	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	新潟交通佐渡株式会社	令和9年度
※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略		

1. 申請事業者の概要

(1) 基準期間: R7年度実績(R6.10.1～R7.9.30)

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	77,473 千円	営業外収益	811 千円	経常収益(イ)	78,284 千円
	営業費用	117,913 千円	営業外費用	1,933 千円	経常費用(ロ)	119,846 千円
	営業損益	▲ 40,440 千円	営業外損益	▲ 1,122 千円	経常損益	▲ 41,562 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	384,175.8 km				経常収支率	65.32 %

(2) 基準期間の前年度: R6年度実績(R5.10.1～R6.9.30)

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	66,845 千円	営業外収益	735 千円	経常収益(イ')	67,580 千円
	営業費用	103,860 千円	営業外費用	1,537 千円	経常費用(ロ')	105,397 千円
	営業損益	▲ 37,015 千円	営業外損益	▲ 802 千円	経常損益	▲ 37,817 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	394,392.4 km			経常収支率		64.11 %

c

(3) 基準期間の前々年度: R5年度実績(R4.10.1～R5.9.30)

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	65,495 千円	営業外収益	409 千円	経常収益(イ〃)	65,904 千円
	営業費用	97,331 千円	営業外費用	1,239 千円	経常費用(ロ〃)	98,570 千円
	営業損益	▲ 31,836 千円	営業外損益	▲ 830 千円	経常損益	▲ 32,666 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ〃)	403,389.4 km				経常収支率	66.86 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
羽越	244円.35銭	267円.23銭	311円.95銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常 費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{二}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
羽越	274円51銭	424円07銭	274円51銭	203円77銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他系統との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ル))÷チ＝ヲ		
				起点	主な経由地	終点					チ	オ									
羽越	1	無	本線(両津～相川)	両津港佐渡汽船	佐和田BS	相川	365 日	7377.0 (20.2)	4.4	88.8人	往 25.7km 復 25.7km	(平均) 25.7km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	% 100.000
合計			1系統								往 25.7km 復 25.7km	25.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		

(2) 補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ =ヲ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	補助対象系統の キロ当たり経常 収益 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうち いずれか少ないほう の額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ”	実車走行 キロ マ”	補助対象系 統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ”÷マ”=d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対象系 統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ’÷マ’=e					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f
羽越	1	無	100.000%	379,177.8km	104,088,097 円	179円.83銭	65,078,330 円	397,887.4 km	163円.55銭	66,691,535 円	388,995.2 km	171円.44銭	77,341,598 円	378,149.8 km	204円.52銭	68,187,543 円	35,900,554 円	46,839,643 円	35,900,554 円
合計				379,177.8km	104,088,097 円		65,078,330 円	397,887.4km		66,691,535 円	388,995.2km		77,341,598 円	378,149.8km		68,187,543 円	35,900,554 円	46,839,643 円	35,900,554 円

(3) 負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ’＝ツ’	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	無	35,900,554 円	35,900,554 円	30,213,337 円	30,213千円	15,106.5千円	35,900,554 円	20,794,054 円	15,106,500 円	72.6%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	5,687,554 円	27.4%	
合計			35,900,554 円	35,900,554 円	30,213,337 円	30,213千円	15,106千円	35,900,554 円	20,794,054 円	15,106,500 円	72.6%	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	5,687,554 円	27.4%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	新潟交通佐渡株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部運輸課	(責任者役職・氏名) 課長 富井拓郎
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部運輸課	(責任者役職・氏名) 課長 富井拓郎

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和 7 年度）

実態調査日 令和 7 年 9 月 1 9 日、9 月 2 0 日実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定				輸送量 (A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前 の平均賃率 × 日数 適用 運賃改定後 の平均賃率 × 日数 適用 総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) / (C) / (F) (G)					
第1号	本線（両津～相川）	両津港佐渡汽船	佐和田BS	相川	25.7	20.1	191,979	10.4	1,996,581.6	75,428,363	378,149.8	1,112,291	800,944	77,341,598	117,963,830			40.65	4.9	98.4	有	無	
合計					25.7		191,979			75,428,363	378,149.8	1,112,291	800,944	77,341,598	117,963,830								

【記載要領】

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

2. 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と算出し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期
新潟県	新潟交通佐渡株式会社	1	本線(両津～相川)	⑪、⑭、⑰、㉑	新潟交通佐渡・佐渡市	佐渡金銀山世界遺産登録後の観光需要増加を取り込む取組を継続し、対前年収支率1%以上の改善に努める。	継続して取り組む	継続して取り組む

系統毎の取組
系統見直し ①複数系統を統合するなどによる輸送量の向上 ②運行経路(路線の短縮)の見直し(路線の短縮) ③コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(系統見直し) ④その他()
ダイヤ調整 ⑤競合路線との時刻調整 ⑥コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上(ダイヤ調整) ⑦ダイヤ改正(路線バスとの乗継ダイヤの設定) ⑧その他()
貨客混載、混乗化 ⑨物流事業者と連携した貨物輸送 ⑩その他()
運賃、企画乗車券 ⑪1日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大 ⑫ノーマイカーデーを実施し実施日は1割引きの運賃を設定 ⑬ICカードの普及促進 ⑭免許返納者に対する割引を導入し利用促進 ⑮乗継割引実施により利便性を向上させ利用促進 ⑯その他()
イベント、観光、広告宣伝 ⑰観光施策との連携による利用促進 ⑱子供向けの「乗り方教室」、老人クラブを対象に高齢者向け「乗り方教室」を実施 ⑲商業施設のイベントと連携した需要喚起 ⑳広告(ポスター、車体ラッピング)による収入増 ㉑バス路線マップの作成及び配布による利用促進

[illegible]

②②その他

調査

②③利用実態を把握し、必要に応じ見直し

②④その他()

その他追加項目があれば

②⑤公共交通再編実施計画

26

27

⑩系統の見直しを実施せず、引き続き、
幹線系統として運行する理由

系統番号

[理 由]



新潟交通佐渡株式会社 本線(両津～相川) 路線図

